

3、 嚴重なる警告を受けたリ。
3、 勵山村富角の轉戻状況

所轄署は右富角に對し轉戻解決方を注意したる爲直ちに臨時村會を組織し調停協会の結果農士學校卒業生伊藤角一を調停委員長として中島楯之吉外九名の委員を決定して調停を依頼したり。

依つて委員長は十月二十二日地主小作人代表各二名を農士學校に招致し調停に参與する趣旨を宣し其の内諾の下に地主は二十四日小作人は二十五日各々意見を述べ調停委員を任命せしめたる趣旨を代表は公平なる調停案を一仕したる爲委員は翌二十八日調停案を存取し同日委員會を開くに至る。

4、 調停委員會状況並解決結果

十月二十六日午後八時より農士學校講堂に勵山村地主小作人を招致し村平和の立場を強調して次の調停案を示せり。
○地主に對して

- 一、小作米納米並土地返還に關する訴訟を取下ること
- 二、本月(十月)十七、十八日(本日)に於て本年度小作料減免に關する個々の一切の契約は之を解除すること
- 三、學費地價係の昭和八年度及九年度の未納小作米を全免すること。但し本年度分は勵山村標準小作料に準じ完納すること
- 四、本年度小作料削減の通り完納するか本年度は風水害により凶作を以て地主は奨励米として小作人に五割を與へること
- 五、昭和十一年度より小作調停に關する委員を設け小作